

## 第 3 編 事故災害対策計画



## 第3編 事故災害等対策計画

### 第1章 流出油等事故対策計画

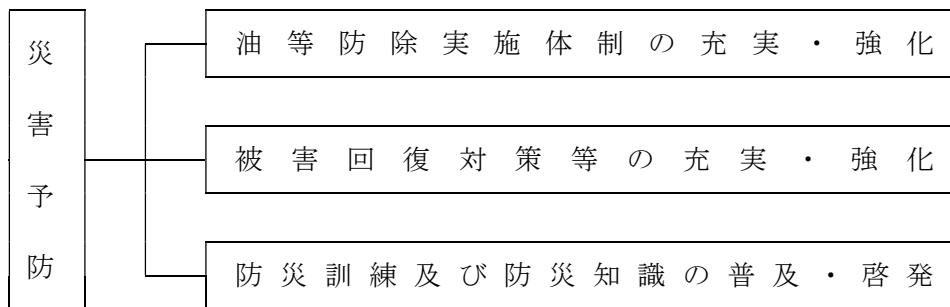
#### 第1節 災害予防

##### 第1 基本的な考え方

###### 1 趣旨

油や有害液体物質の流出事故による災害を未然に防ぐとともに災害発生時に効果的に対応できるよう、流出油等事故の覚知・評価、油等防除並びに回収油等の輸送・処理等の実施体制を整備しておくほか、環境・風評・補償対策等の被害回復対策に関し関係機関等との間で合意形成を図るなどの基本的な対策を推進する。また、流出油等事故に関する防災訓練、防災知識の普及・啓発に努める。

###### 2 対策の体系



###### 3 留意点

この流出油等事故対策計画に定めのない事項については第2編「風水害対策計画」による。

##### 第2 油等防除実施体制の充実・強化

###### 1 基本的事項

流出油等事故が発生した場合に、被害を最小限に止めるためには、初期の段階において必要な人員、船舶、防除資機材等有効な防除能力を組織的に先制集中する必要がある。このため、平常時から国、県、市町村をはじめ、港湾・河川・道路管理者、漁業関係者その他の関係者が、役割分担を明らかにして連携体制を構築しておくことが極めて重要である。

そこで、流出油等事故の覚知、初期評価、油等防除（除去）活動、回収油等の運搬・処理等の一連の防除措置について、関係者が一体となった防除体制の確立を図る。

###### 2 覚知及び初期評価体制の充実強化

- ◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、農林水産部、土木部、警察本部）、松江地方气象台、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、一般財団法人海上災害防止センター、山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油等防除協議会、漁業協同組合JFしまね

### (1) 情報収集伝達機器の整備等

油等防除措置を効果的に実施するためには、早い段階で、流出油等の種類、性状、量、拡散状況等に関する情報をできるだけ正確に収集する必要がある。

このため、県及び第八管区海上保安本部、中国地方整備局は、デジタルカメラ、パソコン、携帯電話等による写真の電送手段や画像伝送システム等を整備するとともに、災害時に的確に使用できるよう日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

また、高度な観測機器（例：人工衛星、潜水調査船、短波海洋レーダー等）によるデータの利用可能性についても研究しておく。

### (2) 通報要領の定型化

漂流油等の状況変化についての認識が統一できるよう、防災関係機関間で協議の上、通報要領の定型化を図る。

### (3) 海域又は河川区域の自然的・社会的・経済的諸情報の整理

初期評価を迅速かつ的確に実施するためには、海域又は河川区域の自然的・社会的・経済的諸情報（水質、底質、漁場、養殖場、工業用水等の取水口、海水浴場、鳥類の渡来・繁殖地、植生、史跡名勝天然記念物等に関する情報）を事前に一元的に把握しておくことが極めて有効である。

そこで、県は、市町村、漁業協同組合その他管轄（管理）区域を持つ防災関係機関の協力を得て、これらの情報を収集・整理し、一元化を図った上で、防災関係機関間で共有化できるように努める。

## 3 油等防除（除去）体制の充実強化

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、健康福祉部、農林水産部、商工労働部、土木部）、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、一般財団法人海上災害防止センター、山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油等防除協議会、漁業協同組合 J F しまね

### (1) 応急活動体制の確立要領等の整備

流出油等事故災害発生時の職員配備体制及び事故災害対策本部体制等の確立要領について、関係課職員及び関係機関に周知しておく。

### (2) 防災関係機関相互の連携体制の整備

海洋における流出油等事故発生時に、県、市町村、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、自衛隊、山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油等防除協議会等の機関相互の緊密な連携が確保されるよう、次に掲げる表を参考として、役割分担、要請手続、要請内容等についてあらかじめ協議し、事故発生時に迅速な対応ができるようにしておく。

(参考)

活動内容	担当機関
空中から流出油等の監視又は回収船等の誘導	県、警察本部、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、航空自衛隊等
浮流油等の回収	県、消防本部、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、海上自衛隊、山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油等防除協議会、一般財団法人海上災害防止センター、漁業協同組合JFしまね
漂着油等の除去	県、警察本部、市町村、消防本部、陸上自衛隊、山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油等防除協議会、中国地方整備局（管理）区域を持つ機関
作業者の安全・健康の保持の支援	県、県医師会、日本赤十字社島根県支部等
情報伝達の支援	西日本電信電話株式会社、中国総合通信局等

(3) 広域相互応援体制整備の充実強化対策

ア 広域相互応援体制の整備

大規模な流出油等事故発生時には、一地域の防災機関では対応できない事態が想定されるため、他地域からの応援又は他地域への応援を必要とする場合に備え、県及び市町村は、県内外の広域相互応援体制を整える。

イ 複数の県が応援を必要とする場合の事前措置

同一広域応援協定内で複数の県が応援を必要とする事態になったときは、防災ヘリコプター、オイルフェンス、ドラム缶等の応援要請について連携をとる必要が出てくる。そこで、県は、応援側の対応窓口の一本化、資機材分配方法等について協定締結団体と協議するとともに、それぞれの備蓄資機材について、定期的に情報交換を行う。

(4) 油等回収（除去）方法に関する情報の収集・整理等

県は、油等回収（除去）方法に係る技術対策、技術情報について収集・整理し、これらの活用可能性について、地域の自然条件、社会経済条件等を考慮の上、関係機関間で十分協議しておく。

また、回収油等の分別収集の実施及び海岸部で漂着油等が付着した砂を回収する際には、回収後の処分が困難となるため、重機による回収は行わないことについて周知徹底に努める。

(5) 防除資機材の整備

油等防除（除去）活動には、次の表に例示する多くの資機材が必要となる。そこで、県、市町村、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、山陰沖排出油等防除協議会及び漁業協同組合は、流出油等事故時にこれらを迅速かつ的確に確保するために、連携して必要な資機材の備蓄を推進する。特に、県及び市町村は沿岸への漂着油等の除去、回収が主な応急対策となることから、過去の流出油等事故時にニーズの高かった表中に\*印を付した品目の防除資機材の整備に努める。

また、災害時に必要な資機材の把握、要請、輸送、管理、配分等の実施方法について関係機関間で十分協議し、資機材を保有する機関や事業者からの調達が円滑に行える体制を整備していく。

資 機 材 の 種 類	具 体 例
油等の拡散を防止するための資機材	オイルフェンス、オイルマット等*
油等を機械的に回収するための資機材	油回収船、油回収装置等
油等を物理的に回収するための資機材	油吸着材、油ゲル化剤等
油等の分解を促すための資機材	油処理剤*
応急的・補助的に回収するための資機材	ひしゃく、たも、バケツ等*
回収した油等を一時貯留するための資機材	ドラム缶等*
漂着した油等の清掃のための資機材	高圧温水洗浄機、ふるい等
活動要員をサポートするための資機材	活動を記録するためのカメラ、マスク、作業着、手袋等
輸送用の資機材	船舶、車両等

#### (6) 地元住民、ボランティア等防除作業実施者の健康安全確保対策

県は、油等の除去に当たって、地元住民、ボランティア等防除作業実施者が健康かつ安全に活動できるよう、県医師会及び日本赤十字社島根県支部と協議の上、あらかじめ作業の危険性、着衣の配慮等を含む健康安全上の配慮事項について検討し、整理しておく。

また、災害発生時に関係市町村等が作業現場への周知を円滑に図れるよう健康安全確保対策のための体制整備に努める。

### 4 回収油等の輸送・一時保管・処理体制の充実強化

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、土木部）、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、一般財団法人海上災害防止センター、山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油等防除協議会、漁業協同組合JFしまね

#### (1) 回収油等処理業者、処理場の確保・一時保管の確保

県は、産業廃棄物に当たる回収油等を迅速かつ的確に運搬し、処分することができるよう、県内外の産業廃棄物処理業者の所在地、処理能力等を把握するとともに、災害時に大量に発生する回収油等の受入れ可能性について十分に調査しておく。また、処分までの間一時保管する場所を確保する。

#### (2) 油等回収方法に関する情報の収集等

県は、回収油等の種類（海水のみ混入、砂混じり等）ごとのリサイクルの可能性、適切な油等の貯留方法等に関する情報を収集し、第八管区海上保安本部、中国地方整備局等防災関係機関とそれらの情報の共有化を図っていくとともに、これらの情報を踏まえ、効果的な回収油等の処理のため、回収油等処理マニュアルの作成を検討する。

## 第3 被害回復対策等の充実・強化

### 1 基本的事項

流出油等事故が発生した場合には、監視、除去、処理といった防除関係の直接的な作業に加え、自然環境への影響評価、風評対策、補償対策等広範な作業が並行して実施される。

そこで、より早期の段階から体制が確立され、これらの対策が円滑に実施されるよう、平常時から関係機関間で協議し、合意形成を図る。

## 2 環境対策の充実強化

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、農林水産部森林整備課鳥獣対策室、土木部）、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、一般財団法人海上災害防止センター

### (1) 海岸線付近及び河川の水質、底質等の測定

県は、事故発生後の環境影響調査の結果と効果的に比較することができるよう、モニタリングポイントを設定し、定期的な水質、底質等の測定を行い、その結果を整理しておく。

### (2) 環境対策に係る情報及び知見の収集・整理

県は、流出油等事故による環境への影響に関する情報及び知見を収集し、事故発生時の環境影響調査及び評価に活用できるよう、整理しておくとともに、環境対策の実施に当たって、専門家による情報提供、助言等を迅速に得られるよう、あらかじめ専門家に関する情報を収集・整理しておく。

また、これらの情報及び知見を関係機関間で有効に活用できるように、その共有化に努める。

### (3) 水鳥救護対策の充実

県は、油等により汚染された水鳥の捕獲、搬送、洗浄、治療、リハビリテーション、放鳥までの水鳥救護活動が適切に実施されるよう、捕獲・搬送体制、洗浄・治療の場の確保、汚染水鳥の取り扱い方等について、市町村、獣医師会その他の関係団体と協議し、水鳥救護対策の充実を図る。

### (4) 環境省等の実施する研修等への参加の検討

県及び市町村は、環境省等が実施する環境対策に関連する研修等への職員の参加について検討し、人材の育成に努める。

## 3 風評対策の充実強化

◆実施機関 県（政策企画局秘書課、広報部広報室、防災部防災危機管理課、農林水産部、商工労働部）、第八管区海上保安本部、漁業協同組合 J F しまね

### (1) 基礎データの収集

県は、事故発生後の調査結果と効果的に比較することができるよう、県内水産物の市場における取扱数量・価格、各観光地における観光入り込み客数等の情報を収集し、整理しておく。

### (2) 関係機関との連携体制の確立

県は、災害発生時に関係機関が一体となって風評対策を実施することができるよう、漁業関係者、商工観光業関係者、報道機関等との連携体制を確立しておく。

## 4 補償対策の充実強化

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、農林水産部、商工労働部）、市町村、山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油等防除協議会、漁業協同組合 J F しまね

### (1) 補償制度の把握

県は、油濁損害に対する補償制度に関する情報（補償制度の概要、請求先、請求手続、補償対象となる費用等）を収集し、整理の上、関係市町村、漁業関係者、商工観光業関係者等関係機関へ周知を図る。

## (2) 補償請求方法等の検討

県は、補償請求段階で費用と現場の作業との関連性を示すことができるように、平常時から、作業内容及び経費の把握方法、写真等の証拠書類の整備方法等について検討し、整理しておく。

## 第4 防災訓練及び防災知識の普及・啓発

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、健康福祉部、農林水産部、商工労働部、土木部）、市町村、漁業協同組合、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、一般財団法人海上災害防止センター、山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油等防除協議会、漁業協同組合JFしまね

### 1 油等防除（除去）に係る訓練の実施

油等防除（除去）活動には、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、県、市町村、漁業協同組合、自衛隊等多数の機関が関係してくることから、これらの機関相互の連携が的確になされるよう、油等防除（除去）に係る総合的な防災訓練（図上訓練を含む。）を定期的の実施する。

その際には、気象・海象条件、対応区域、排出油等の粘度等の事故想定を実体に即し、より実践的な訓練となるよう留意する。

また、訓練後には十分な評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じその後の体制の改善を図る。

### 2 防災研修への参加の検討

流出油等事故発生時には、県、市町村及び消防本部の職員も防除作業に関わることとなるため、必要な知識等を修得しておく必要がある。

このため、一般財団法人海上災害防止センター等が実施する各種研修へ職員を参加させることについて検討し、人材の育成に努める。



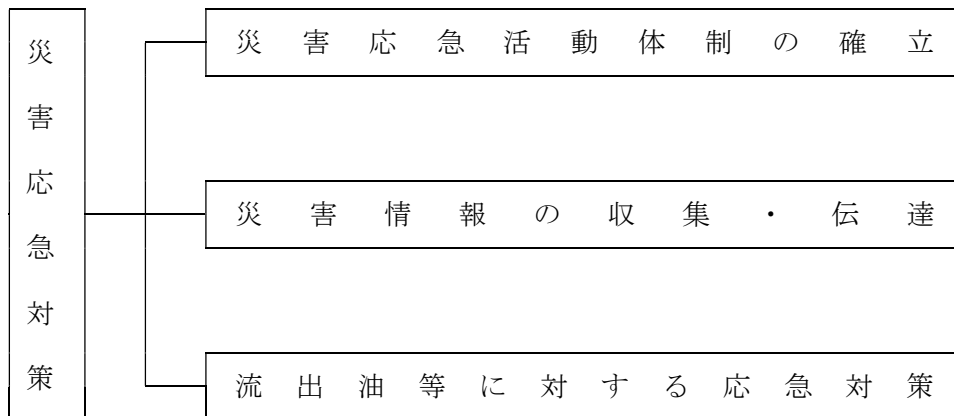
## 第2節 災害応急対策

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

流出油等災害が発生した場合には、その影響範囲が複数の市町村の沿岸や河川敷等広域にわたり、また、地元住民やボランティアも含む数多くの機関、団体が関与する。そのため、県、市町村及び各防災関係機関は、収集・連絡された情報に基づき、災害応急活動体制を確立し、流出油等に対する効果的な応急対策を実施する。

#### 2 対策の体系



### 第2 災害応急活動体制の確立

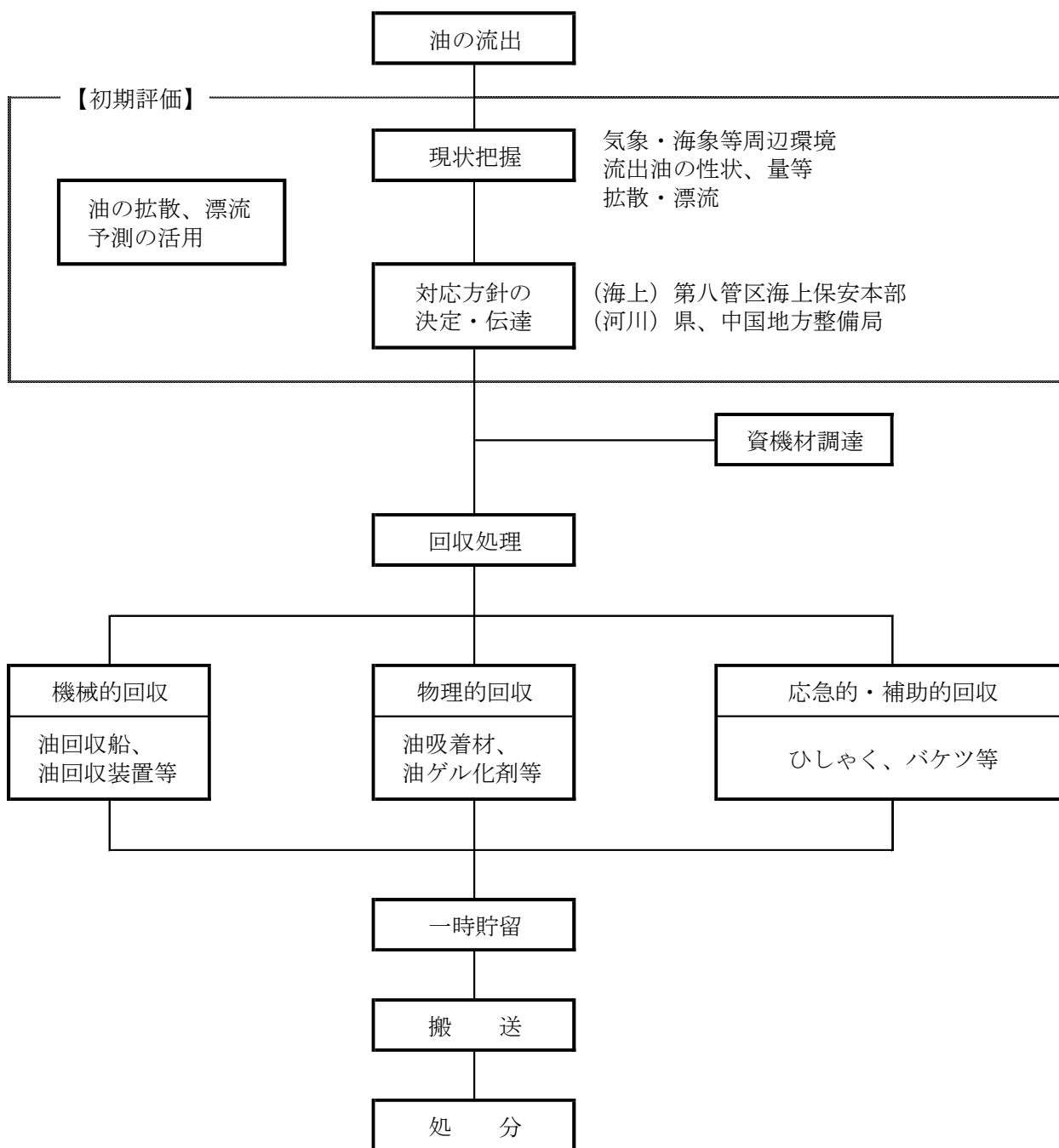
#### 1 基本的事項

本計画の想定する流出油等災害が発生した場合、その影響範囲が複数の市町村の沿岸や河川敷等広域にわたり、また、地元住民やボランティアも含む数多くの機関、団体が関与する。

したがって、県、市町村、第八管区海上保安本部、中国地方整備局等の各防災関係機関は、収集・連絡された情報に基づき、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、直ちに必要な活動体制をとるとともに、これら防災関係機関は、緊密な連携の確保に努める。

流出油災害が発生したときの主な応急対策活動である「流出油回収」の基本的な流れは図3.1.2.1のとおりである。

図3.1.2.1 流出油回収の基本的な流れ



(「海上防災ハンドブック」一般財団法人海上災害防止センター、海上防災事業者協会より作成)

## 2 県の活動体制の確立

◆実施機関 県（各部局）、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関

### (1) 関係課の事務分掌

流出油等事故に係る主な関係課の分掌事務は、次のとおりとする。

課 名	分 掌 事 務
防災危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流出油等事故に関する情報の収集に関すること。</li> <li>・関係市町村等との情報連絡に関すること。</li> <li>・海上保安官署等関係機関との連絡に関すること。</li> <li>・被害状況等の取りまとめに関すること。</li> <li>・海上における流出油等事故に係る補償要求に関すること。</li> </ul>
交通対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関（船舶）の被害及び運行状況の把握に関すること</li> </ul>
環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境への調査に関すること。</li> <li>・関係保健所との連絡調整に関すること。</li> <li>・流出油等に含まれる有害物資の情報収集に関すること。</li> <li>・使用された油処理剤等の情報収集に関すること。</li> </ul>
廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回収油等の適正処理に関すること。</li> </ul>
健康福祉総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・油防除作業実施者の健康安全確保に関すること。</li> </ul>
薬事衛生課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道水源及び水道水への影響把握に関すること。</li> <li>・関係保健所との連絡調整に関すること。</li> <li>・保健環境科学研究所及び水道水質検査機関との連絡調整に関すること。</li> <li>・事故関係水道事業体への情報提供と連絡調整。</li> <li>・近隣水道事業体（対策資材の応援）との連絡調整。</li> </ul>
農産園芸課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業（農作物）の被害の調査に関すること</li> </ul>
農村整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用水・農業施設への影響調査に関すること</li> </ul>
農地整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産省農村振興局所管海岸保全施設の被害の調査に関すること</li> </ul>
森林整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水鳥救護等に関すること。</li> </ul>
水産課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業等への影響把握に関すること。</li> <li>・関係水産事務所等、水産技術センター等との連絡調整に関すること。</li> <li>・漁業関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>・水産資源の保護及び水産生物の生産、流通等の指導に関すること。</li> <li>・水産業への風評被害対策に関すること。</li> </ul>
漁港漁場整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁港施設関係被害の調査に関すること。</li> <li>・県管理漁港における流出油等の防除に関すること。</li> <li>・水産庁所管海岸保全施設等の被害の調査に関すること。</li> </ul>
観光振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光産業への風評被害対策に関すること。</li> </ul>
河川課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省水管理・国土保全局所管海岸保全施設等の被害の調査に関すること。</li> <li>・水質汚濁防止連絡協議会と関係課、県土整備事務所との連絡調整に関すること。</li> <li>・河川管理者としての水質監視計画に関すること。</li> <li>・中国電力との連絡調整に関すること。</li> <li>・対策資材の調整に関すること。</li> <li>・河川における流出油等事故に係る補償要求に関すること。</li> </ul>
港湾空港課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾関係被害の調査に関すること。</li> <li>・県管理港湾における流出油等の防除に関すること。</li> <li>・国土交通省港湾局所管海岸保全施設等の被害の調査に関すること。</li> </ul>
教育庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育実習船の確保に関すること。</li> </ul>
警察本部地域課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流出油等事故に係る現地情報の収集に関すること。</li> </ul>

(2) 配備体制

県は、流出油等事故の状況に応じて、次に掲げるところにより必要な配備体制をとる。

体制	基準	体制の決定		動員
		本庁	地方機関	
流出油等事故対策本部	流出油等事故が発生し、海岸、河川敷等に流出油等が漂着し被害が発生するおそれがある場合、又は被害が発生した場合	1 防災危機管理課長が関係課長と協議した結果を、防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する 2 緊急性が高い場合は防災危機管理課長が防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する	1 防災部長が決定し、指示する	1 本庁 次に掲げる課の指名する職員 各部局主管課 消防総務課 防災危機管理課 環境政策課 廃棄物対策課 薬事衛生課 水産課 漁港漁場整備課 河川課 港湾空港課 及び防災部長の指名する職員
		—	2 支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認める地区防災委員会の構成機関の長と協議して決定し、設置する 3 緊急性が高い場合は支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、設置する	2 地方機関 防災部長、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が指名する地方機関職員
災害対策本部	災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると知事が認めた場合	1 知事が決定し、設置する 2 防災部長が関係部長と協議した結果を知事に報告し、知事が決定し、設置する 3 事故対策本部長(防災部長)が知事に報告し、知事が決定し、設置する	1 知事が決定し、指示する	1 本庁 次に掲げる課の指名する職員 各部局主管課 消防総務課 防災危機管理課 環境政策課 廃棄物対策課 薬事衛生課 水産課 漁港漁場整備課 河川課 港湾空港課 警察本部警備課 及び知事の指名する職員
		—	2 緊急性が高い場合は、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、直ちに知事に報告する 3 緊急性が高い場合は、地区対策本部長(支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長)が決定し、直ちに知事に報告する	2 地方機関 知事、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が指名する地方機関職員

### (3) 流出油等事故対策本部及び災害対策本部の設置・運営

#### ア 流出油等事故対策本部

##### (ア) 設置の基準

流出油等事故が発生し、海岸、河川敷等に流出油等が漂着し、被害が発生するおそれがあり、警戒体制をとる必要が生じた場合、又は流出油等事故により、海岸、河川敷等に流出油等が漂着し被害が発生した場合、流出油等事故対策本部（以下、「事故対策本部」という。）の設置を防災部長が決定する。

##### (イ) 廃止の基準

事故対策本部は、おおむね次の基準により防災部長が廃止する。

- a 発生が予想された災害に係る危険がなくなり、対策の必要がなくなったと認められる場合。
- b 応急対策がおおむね終了したと認められる場合。

##### (ウ) 事故対策本部設置及び廃止の手続

- a 流出油等事故発生後直ちに防災危機管理課長は、气象台、警察、市町村等関係機関から情報を収集し、関係課長と協議し、事故対策本部設置について協議する。
- b 防災危機管理課長は、関係課長会議の協議結果を防災部長に報告する。防災部長は、この報告を受けて事故対策本部設置を決定する。
- c 緊急性が高い場合は、防災危機管理課長が防災部長に報告し、防災部長が事故対策本部の設置を決定する。
- d 対策本部廃止は、上記の手続と同様とする。

##### (エ) 設置場所

事故対策本部は、県庁6階防災センター室に設置する。

##### (オ) 設置及び廃止の公表

- a 事故対策本部を設置したときは、その旨を公表する。
- b 事故対策本部を廃止したときは、その旨を直ちに公表する。

##### (カ) 組織及び事務分掌

###### a 本部会議の構成

本部会議は、本部長（防災部長）、各課長、その他関係職員で構成する。

###### b 本部会議の開催

本部長は、応急対策活動に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ本部会議を招集する。

###### c 本部会議協議事項

本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

- (a) 事故情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- (b) 市町村長に対する災害対策の指示に関すること。
- (c) 指定行政機関、指定地方公共機関等に対する応急措置の実施の要請及び他県に対する応援の要求に関すること。
- (d) その他災害対策に関する重要事項

###### d 本部会議の事務局

本部会議の事務局は、防災部防災危機管理課が担当する。

##### (キ) 国の現地事故対策本部との調整

国の現地事故対策本部が設置された場合には、応急対策活動について連絡調整を行う。

##### (ク) 現地事故対策本部の設置

###### a 現地事故対策本部の設置

事故対策本部長は、被災地と事故対策本部との連絡調整及び被災地における機動的かつ迅速な応急対策推進体制の確立のために現地事故対策本部を置くことが特に必要であると認める場合に、現地事故対策本部を設置する。

###### b 現地事故対策本部の組織等

現地事故対策本部の組織その他必要な事項は、その都度事故対策本部長が定める。

#### イ 災害対策本部

災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると認められた場合、知事は、災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。災害対策本部は、本部長・副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策の基本的な事項を本部会議において協議する。

災害対策本部を設置したときは、島根県災害対策本部室（防災センター室）及び島根県災害対策本部（6階会議室）を設営する。

#### (4) 広域応援体制

知事は、流出油等事故による被害が甚大であり、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合において、人命又は財産の保護のため、他の都道府県及び市町村、消防本部に広域応援要請を行い、広域応援体制を確立する。

#### (5) 自衛隊の災害派遣要請

知事は、流出油等事故による被害が甚大であり、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合において、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊災害派遣要請をする。また、海上自衛隊は自衛隊法第83条に基づく空港事務所又は第八管区海上保安本部からの災害派遣要請による活動にも対応する。

### 3 関係市町村の活動体制

関係市町村は、流出油等事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ確に応急措置を実施することができるよう、市町村地域防災計画の定めるところにより、速やかに流出油等事故対策本部又は災害対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

### 4 指定地方行政機関等の活動体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、流出油等事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ確に応急措置を実施することができるよう、法令又は防災業務計画、防災に関する計画に基づき、速やかに流出油等事故対策本部又は災害対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

## 第3 災害情報の収集・伝達

### 1 基本的な考え方

#### (1) 趣旨

流出油等事故への対応を効果的に実施するためには、流出油等の種類、性状、量、拡散状況等に関する情報をできるだけ正確かつ詳細に入手し、関係機関間でこれらの情報を共有化することが必要不可欠である。

そこで、県、第八管区海上保安本部、中国地方整備局その他の防災関係機関は、流出油等事故発生時に災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携の下に迅速かつ確に災害情報を収集・伝達する。

#### (2) 留意点

被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となる。したがって、県現地災害対策本部からの支援はもとより、周辺の機関又は県、市町村等から人員を派遣し、積極的な情報収集を行う必要がある。

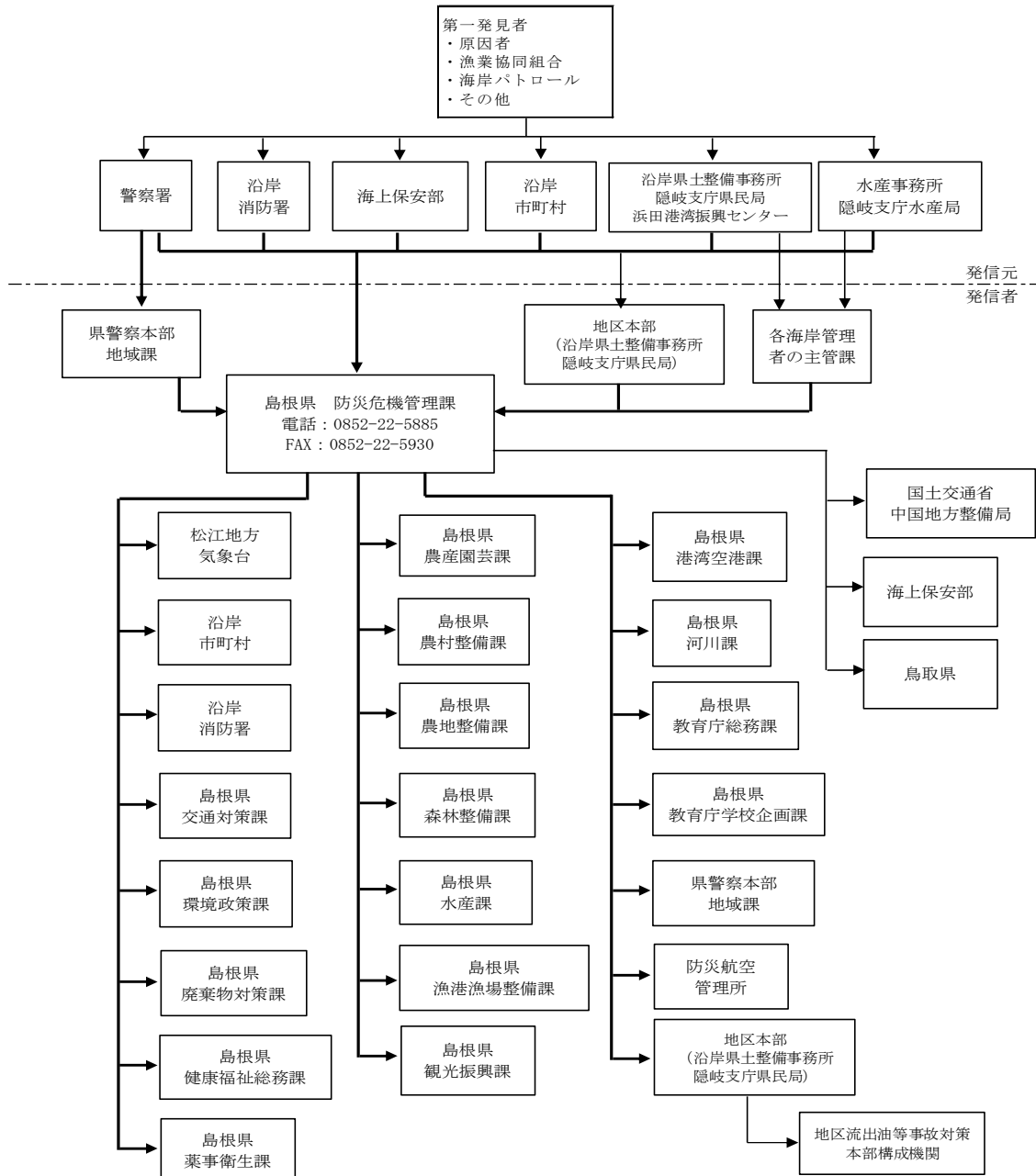
## 2 海洋における流出油等事故の場合

◆実施機関 県（警察本部、各局）、市町村、消防本部、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、自衛隊、一般財団法人海上災害防止センター、山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油等防除協議会、漁業協同組合 J F しまね

### (1) 流出油等事故情報の収集伝達系統

海洋における流出油等事故情報の収集伝達系統図は、次のとおりである。

海洋における流出油等事故情報の収集伝達系統



※1 第1発見者から通報を受けた各関係機関および通報を受けた各関係機関から情報を入手した各機関は直ちに島根県防災危機管理課へ連絡すること。

※2 連絡ラインについては、以下のとおりとする。  
 → 必ず連絡するライン      ⇨ 必要に応じて連絡

※3 海上保安部は山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油等防除協議会へ必要に応じて連絡。

※4 島根県水産課は漁業協同組合 J F しまねへ連絡。

## (2) 流出油等事故情報の収集・把握

防災関係機関は、相互に連携を図りながら、流出した油等の種類と性状、油等の流出量、流出油等の状況（瞬間流出、一定時間の流出又は流出が止まっているかどうか。）、油等の風化の程度及び汚染域を把握するとともに、周辺の地勢及び気象海象状況についても把握する。

### ア 県、警察本部

県、警察本部は、船艇、ヘリコプター、車両等により情報収集を行う。また、県は、流出油等事故に係る情報を早期に把握するため、海上保安部等の国の関係機関へ職員を派遣する等により、情報収集に努める。

### イ 関係市町村

関係市町村は、海岸の巡視に努めるとともに、事故状況、被害状況等の情報収集に努める。

### ウ 第八管区海上保安本部、自衛隊等の国の機関

第八管区海上保安本部、自衛隊等の国の機関は、船艇、ヘリコプター、車両等により情報収集を行う。

### エ その他の防災関係機関

山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油等防除協議会、一般財団法人海上災害防止センター、県漁業協同組合連合会等の関係機関は、必要に応じて情報収集に当たるとともに、収集した情報を整理しておく。

## 3 河川、湖沼における流出油等事故の場合

- ◆実施機関 県（警察本部、各部局）、中国地方整備局、海上保安部、自衛隊、斐伊川水系水質汚濁防止連絡協議会、江の川水系（下流）水質汚濁防止連絡協議会、高津川水系水質保全連絡協議会、島根県水質汚濁防止連絡協議会、漁業協同組合JFしまね

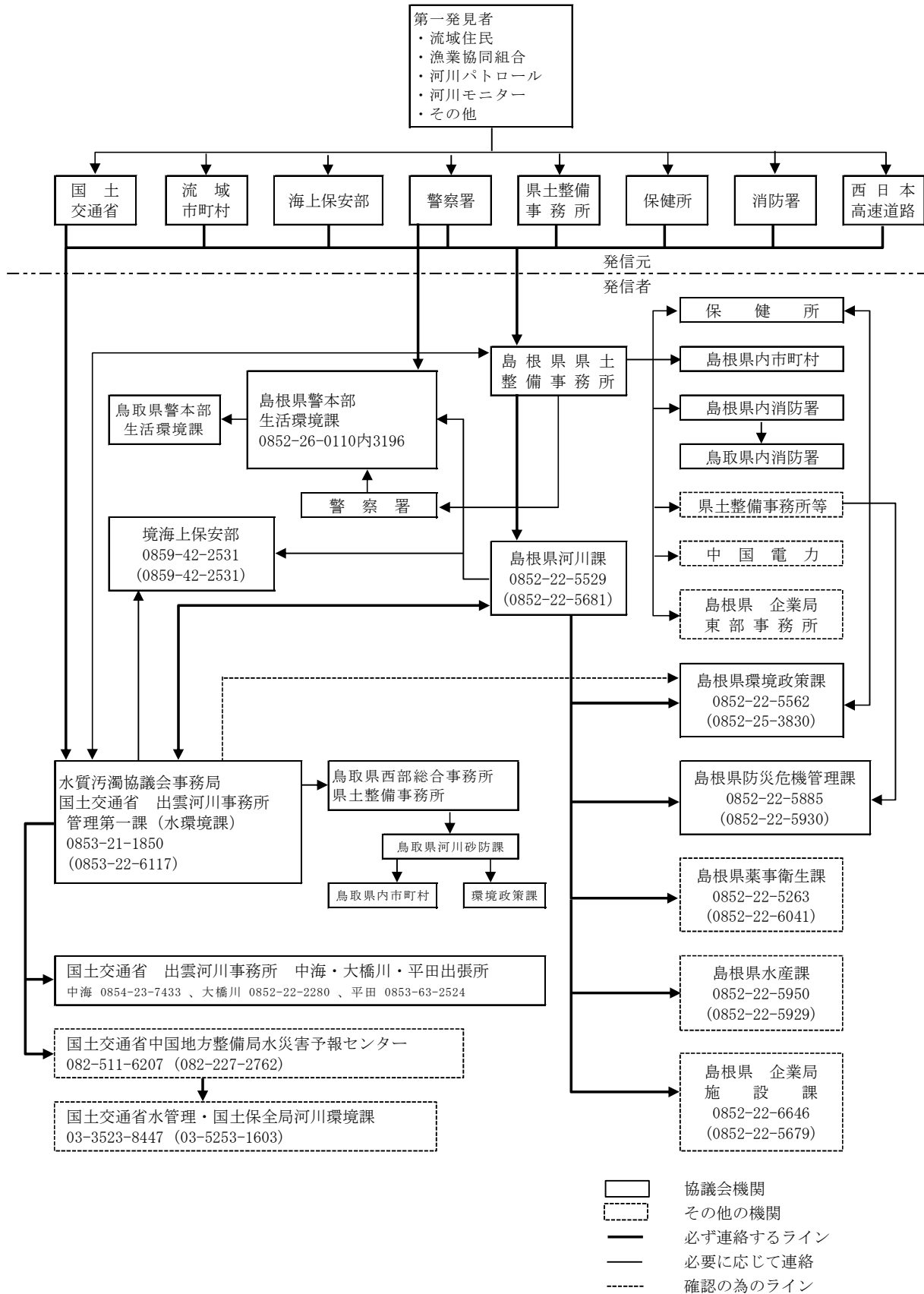
### (1) 流出油等事故情報の収集伝達系統

河川、湖沼における流出油等事故情報の収集伝達系統図は、次のとおりである。



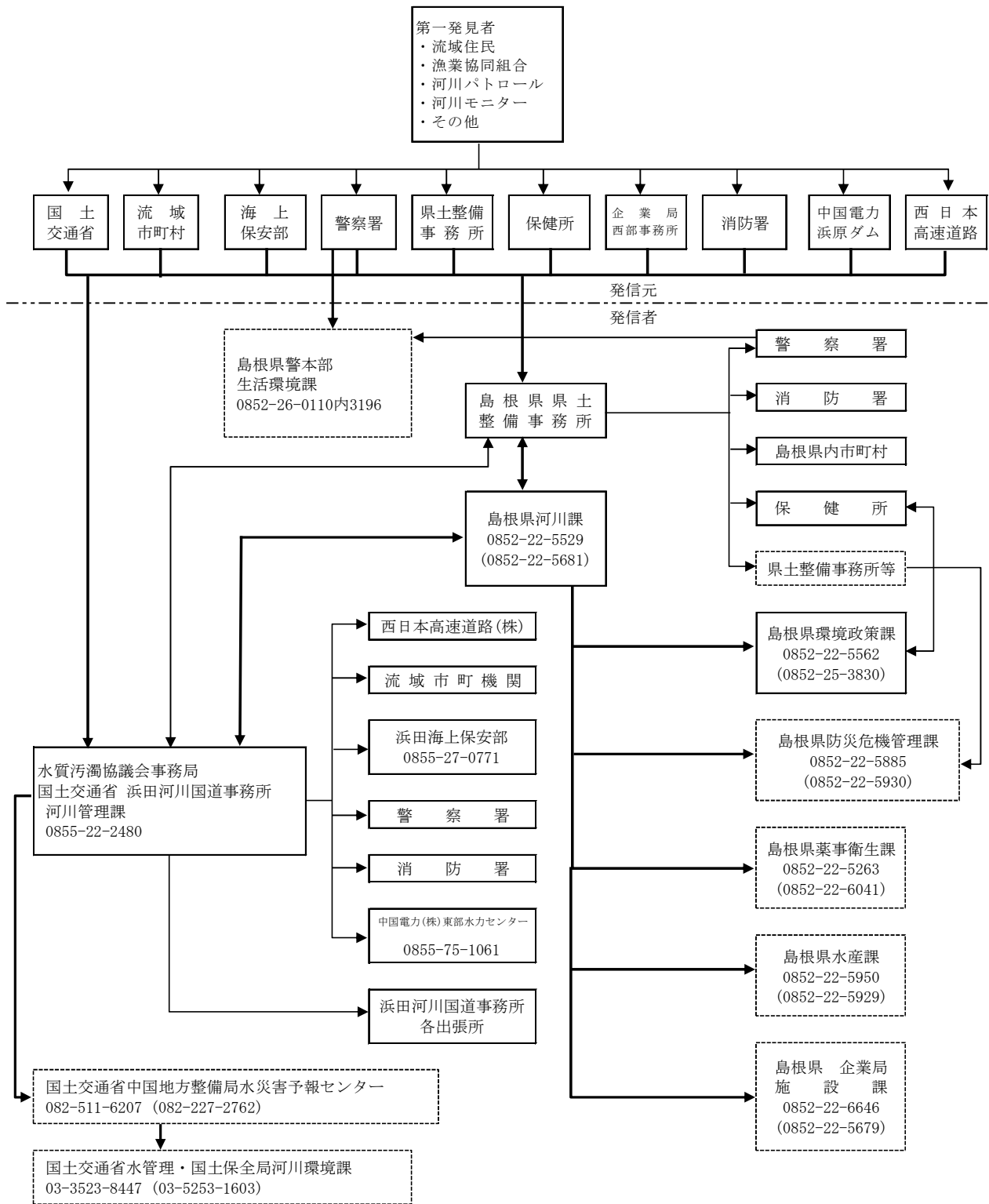
ア 河川、湖沼における流出油事故情報の収集伝達系統図

(斐伊川水系水質汚濁防止連絡協議会)



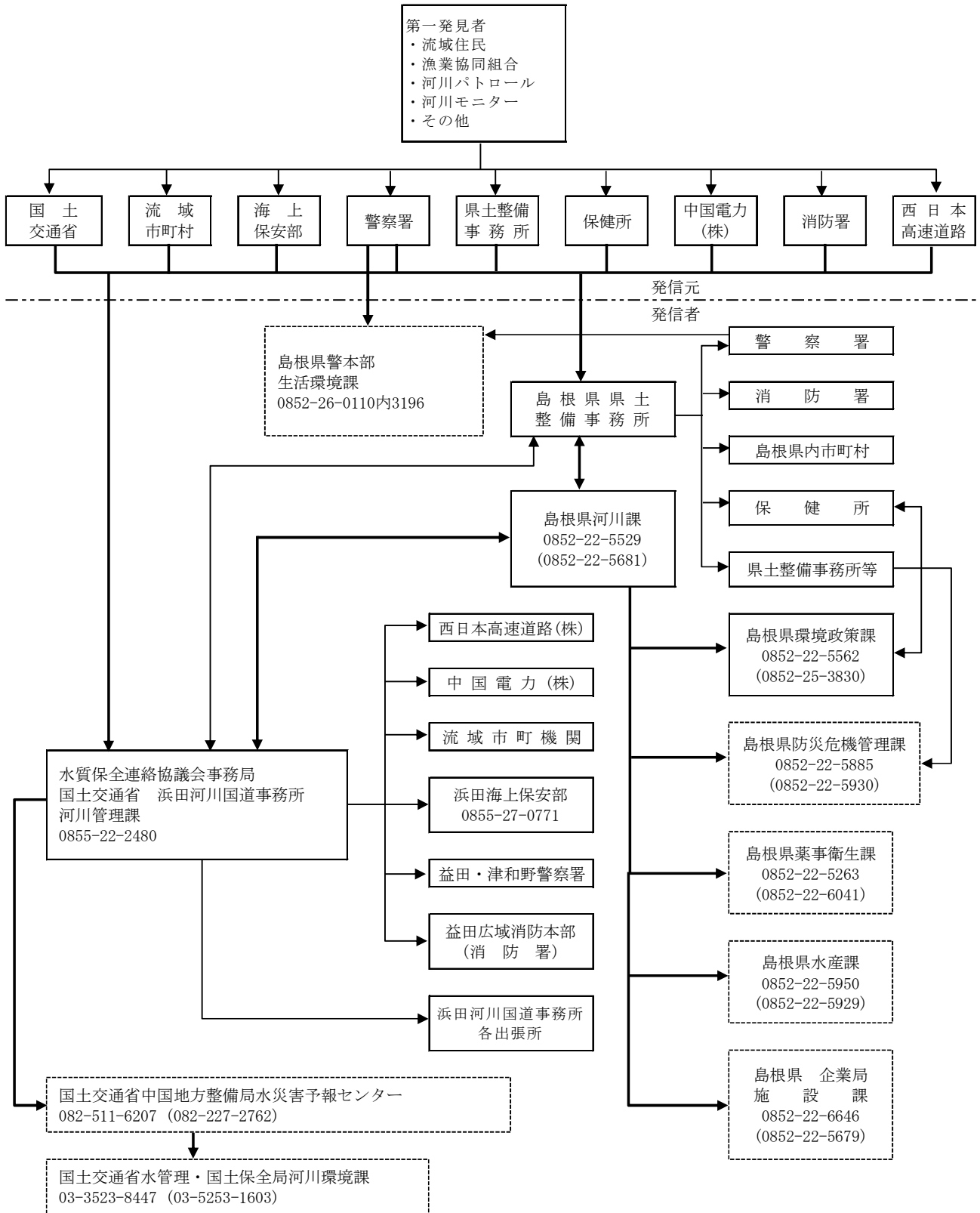
(注) 図中、組織・団体名の下に電話番号およびFAX番号(カッコ内)を明記

イ 河川、湖沼における流出油事故情報の収集伝達系統  
 (江の川水系(下流)水質汚濁防止連絡協議会)

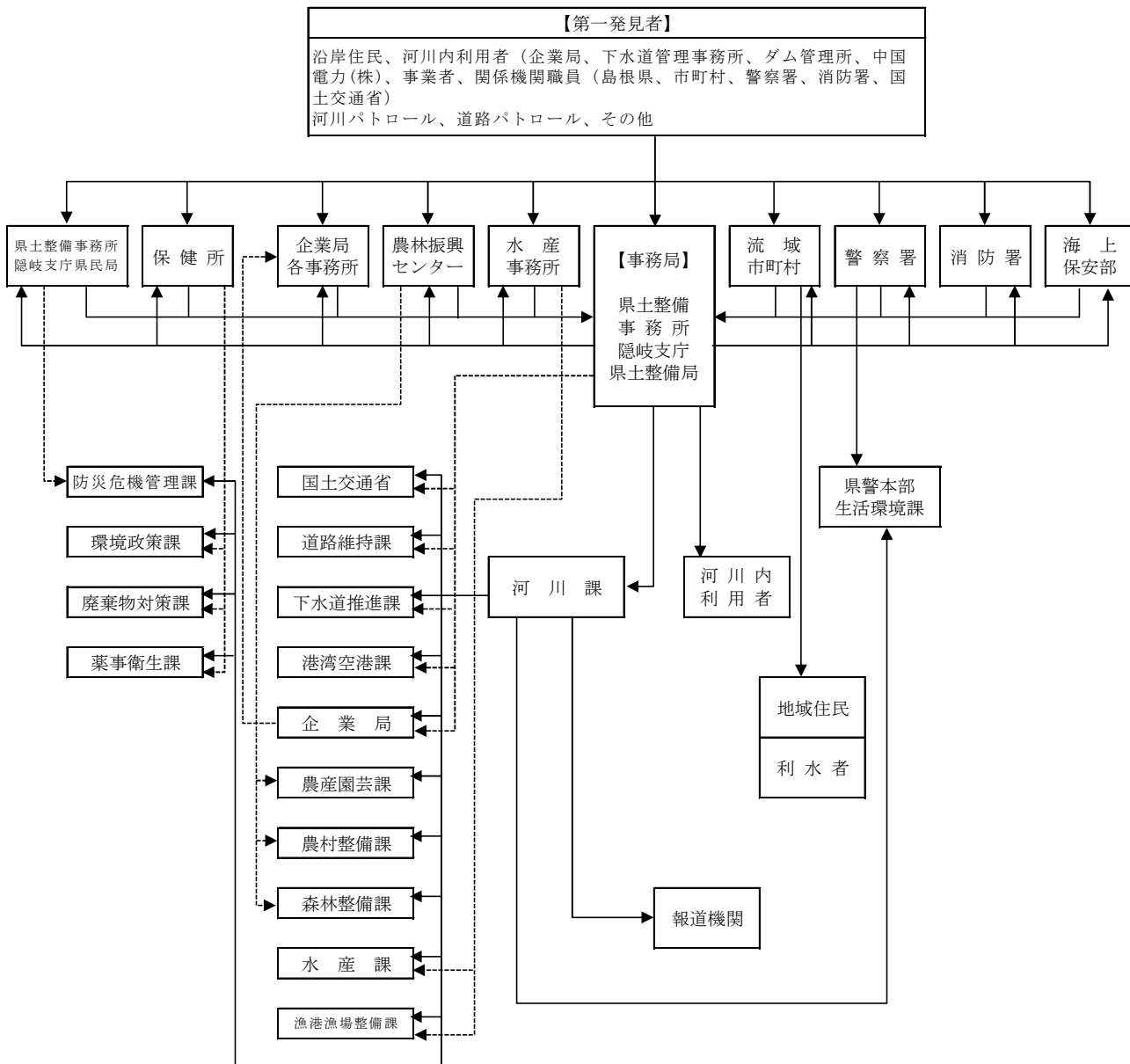


ウ 河川、湖沼における流出油事故情報の収集伝達系統図

(高津川水系水質保全連絡協議会)



エ 河川、湖沼における流出油等事故情報の収集伝達系統図  
 (島根県水質汚濁防止連絡協議会)



注1： 第1発見者から通報を受けた各関係機関は、直ちに当該支部事務局である該当県土整備事務所又は河川課へ連絡すること。

注2： 第1発見者からの通報および情報伝達を受けた各関係機関は、直ちにその旨を主管課へも連絡すること。(破線のルート)

注3： 各関係機関から、情報伝達を受けた主管課は、河川課からの情報伝達と照合し、疑義のある場合は河川課へ連絡すること。

注4： 企業局東・西部事務所への連絡ルートは下記のとおりとします。  
 ①事故発生場所管轄支部 → 企業局参加支部 → 東・西部事務所  
 ②事故発生場所管轄支部 → 河川課 → 企業局 → 東・西部事務所

## (2) 流出油等事故情報の収集・把握

防災関係機関は、相互に連携を図りながら、流出した油等の種類と性状、油等の流出量、流出油等の状況（瞬間流出、一定時間の流出又は流出が止まっているかどうか。）、油等の風化の程度及び汚染域を把握するとともに、周辺の地勢及び気象水象状況についても把握する。

### ア 県、警察本部

県、警察本部は、船艇、ヘリコプター、車両等により情報収集を行う。また、県は、流出油等事故に係る情報を早期に把握するため、水質汚濁防止協議会等の国の関係機関へ職員を派遣する等により、情報収集に努める。

### イ 関係市町村

関係市町村は、河川、湖沼の巡視とともに、事故状況、被害状況等の情報収集に努める。

### ウ 国の機関

中国地方整備局、海上保安部、自衛隊等の国の機関は、船艇、ヘリコプター、車両等により情報収集を行う。

### エ その他の防災関係機関

斐伊川水系水質汚濁防止連絡協議会等のその他の防災関係機関は、必要に応じて情報収集に当たるとともに、収集した情報を整理しておく。

## 第4 流出油等に対する応急対策

### 1 基本的事項

被害を最小限に留め、迅速かつ適切な応急対策を実施するため、第八管区海上保安本部、中国地方整備局を中心とする防災関係機関は、流出油等事故を覚知したときは、直ちに初期評価（流出油等の現状把握、防除方針の決定及び伝達）を行い、流出油等防除を迅速かつ確に実施するための協力連携体制を確立し、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図る。

### 2 海洋における流出油等事故の場合

#### (1) 初期評価

◆実施機関 県（警察本部、各部局）、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、自衛隊、一般財団法人海上災害防止センター、山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油等防除協議会、漁業協同組合 J F しまね

#### ア 流出油等の現状把握

県は、独自に情報収集するほか、海上自衛隊等へ災害派遣要請又は第八管区海上保安本部へ協力要請を行い、航空機、ヘリコプター、船艇等を用いて監視及びサンプルの採取を行い、流出した油等の種類と性状、積載量と流出した油等の量、流出油等の状況（瞬間流出、一定時間の流出又は流出が止まっているのかどうか）及び油等の風化の程度を把握するとともに、周辺の地勢、気象海象状況について把握する。

#### イ 防除方針の決定及び伝達

第八管区海上保安本部は、現状把握を踏まえ関係機関との間で流出油等防除連絡会議<sup>\*1</sup>を、また県は、関係課長連絡会議<sup>\*2</sup>を開催し、流出油等の防除方針（防除方法、防除資機材の調達方法、作業の安全確保方法等）を定める。

決定された防除方針は、流出油等の現状及び防除措置等の伝達様式により、記録が残るよう原則として県防災行政無線ファクシミリで（防災無線端末未設置機関は、NTTファクシミリで）防災関係機関等へ伝達する。

なお、防除方針は、流出油等の状況、回収の状況等を踏まえて随時更新していく。

会議種類	構成員
流出油等防除連絡会議*1	<input type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> 第八管区海上保安本部（主管機関） <input type="checkbox"/> 一般財団法人海上災害防止センター <input type="checkbox"/> 保険会社等 <input type="checkbox"/> 航空自衛隊 <input type="checkbox"/> 海上自衛隊 <input type="checkbox"/> 漁業協同組合 J F しまね <input type="checkbox"/> その他必要と認める機関 （注）上記の参加機関は、現状把握の結果等を踏まえてその都度決定する。
関係課長連絡会議*2	<input type="checkbox"/> 防災危機管理課長 <input type="checkbox"/> （農地整備課長） <input type="checkbox"/> （広報室長） <input type="checkbox"/> 河川課長 <input type="checkbox"/> （健康福祉総務課長） <input type="checkbox"/> （港湾空港課長） <input type="checkbox"/> 水産課長 <input type="checkbox"/> 警察本部警備課長 <input type="checkbox"/> （漁港漁場整備課長） <input type="checkbox"/> （その他関係課長） （注）（ ）は、必要に応じて、各会議に出席を求めるものとする。

## （2）流出油等の防除

- ◆実施機関 県（各部局）、市町村、第八管区海上保安本部、一般財団法人海上災害防止センター、山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油等防除協議会、漁業協同組合 J F しまね

### ア 流出油等の回収活動等

#### （ア）回収方法

流出油等の防除作業に当たっては、第2で決定された防除方針を踏まえ、流出油等の種類、性状、経時変化の状況及び気象海象の状況に応じて、次に掲げる回収方法のうち最も効果的な方法により実施する。

##### a 機械的回収

油回収船、油回収装置等を使用して回収する。

##### b 物理的回収

油吸着材、油ゲル化剤、高粘度油回収ネット等を使用して回収する。

##### c 応急的、補助的回収

ひしゃく、バケツ、ガット船、バキューム車等を使用して回収する。

#### （イ）回収船及び防除資機材の確保

県は、県関係地方機関、市町村等において必要な回収船、防除資機材に関する情報を把握し、第八管区海上保安本部、一般財団法人海上災害防止センター等と緊密な連携をとりながら、石油連盟その他取扱業者からの調達、広域応援協定の活用等により迅速かつ的確に確保する。特に、一般財団法人海上災害防止センターは、流出油等の防除活動において、指示・契約に基づく応急処置、技術指導、助言を担当する。

なお、調達に当たっては、防除資機材の集積地を定め、運送関係団体の協力を得て必要な地点に輸送する。

また、県で調達可能な回収船、防除資機材に関する情報は、逐次県関係地方機関、市町村等へ提供する。

一般財団法人海上災害防止センター及び石油連盟基盤整備・油濁対策部油濁対策室の連絡方法は、次に示すとおり。

\*一般財団法人海上災害防止センター

〒220-0012 神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目4番5号 横浜アイマークプレイス6階  
TEL：045-224-4311 FAX：045-224-4312

\*石油連盟基盤整備・油濁対策部油濁対策室

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4（経団連会館ビル17F）  
TEL：03-5218-2305 FAX：03-5218-2321

(ウ) 管轄（管理）区域を持つ機関での活動

中国地方整備局その他管轄（管理）区域を持つ機関は、連絡会議等で決定された除去方針を踏まえ、おおむね次に掲げる活動を展開する。

- a 沿岸の監視
- b 沿岸での除去活動の実施
- c 回収油等の一時集積場所への貯留
- d 活動情報の収集及び県への連絡

(エ) 県の現地での活動

県は、現地連絡会議等で決定された除去方針を踏まえ、おおむね次に掲げる活動を行う。

- a 県本庁と市町村間の連絡調整
- b 市町村で行う除去活動の支援
- c 管轄区域（漁港、港湾等）での除去活動
- d ボランティア活動の支援調整

(オ) 市町村の活動

市町村は、各連絡会議で決定された除去方針を踏まえ、管内の消防本部、警察署、漁業協同組合、地元住民、ボランティア、自衛隊の災害派遣部隊等と共同で、おおむね次に掲げる活動を展開する。

なお、防除資機材については、手袋、作業着、ひしゃく等の消耗品は市町村の備蓄品又は市町村内での調達で対応するが、不足するものについては県へ要請する。

- a 沿岸の監視
- b 沿岸での除去活動の実施
- c 回収油等の一時集積場所への貯留
- d 除去活動情報の収集及び県への伝達

イ 海上保安庁長官からの防除要請への対応

海上保安庁長官から知事又は市町村長に海域における防除要請があった場合には、県又は市町村は必要な支援体制を整え、相互に連携を図りながら油等防除を実施する。

この場合において、第八管区海上保安本部は、流出油等の状況に関する情報を基に回収範囲と役割分担の調整を図る。

ウ 医療救護活動

県は、市町村及び県医師会、日本赤十字社島根県支部と連携を図りながら、傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、除去作業者の安全・健康の保持を図るため、漁港、港湾等の防除活動の拠点において医師、看護師等の派遣による救護所の設置、健康相談の実施等の措置をとる。

エ ボランティア活動の支援

県は、流出油等事故発生直後から、ボランティア関係団体と連絡を密にし、ボランティア活動のニーズ、活動状況、留意事項等のボランティアに関する情報収集に努めるとともに、その活動を支援するため、必要な対策を実施する。

オ 義援物資の募集、配分等

義援物資については、県が市町村から報告される活動情報等により被災地のニーズを集約し、必要があると認められるときは、一般に募集する。

その際は、県は集積地を定め、運送関係団体の協力を得て必要な地点に輸送し、配分する。

#### カ 活動状況等の情報の共有化

第八管区海上保安本部は、関係機関等との間で流出油等防除連絡会議を適宜開催し、事故情報、流出油等の漂流状況・回収状況、防除方針、それぞれの機関の活動状況等について情報交換を行い、これらの情報について共有化を図る。

また、県は、県関係地方機関を通じて関係市町村及び管轄（管理）区域を持つ防災関係機関から沿岸での活動情報を集約し、防災関係機関等へ迅速かつ的確に伝達する。伝達は、定期的に（伝達間隔についてはその都度定める。）、原則としてファックスで行う。

### (3) 回収油等の運搬・処理

◆実施機関 県（各部局）、市町村、山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油等防除協議会

#### ア 回収油等の位置付け

海岸に漂着した油等を回収し、一時保管場所等に集積された廃油等については、船舶所有者等が運送活動に伴い排出した産業廃棄物として取り扱われる。

したがって、廃油等の収集運搬及び処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理基準に従い、適正に処理する。

#### イ 油等処理に関する情報の収集提供

県は、回収された油等の量、処理作業の状況等を把握するとともに、他県、関係業界団体等の協力を得て、回収した油等の貯留・搬送に従事可能な事業者及び回収した油等の処理施設、当該受入れ可能量等の情報を収集・整理し、船舶所有者等の関係者に対し提供等を行うなど必要な支援を実施する。

#### ウ 漂着油等の回収方法及び処理方法

海岸に漂着した油等の回収方法については、回収油等の性状によって処理の方法（焼却処理、管理型最終処分場における埋め立て処理等）が異なるため、専門家による指導あるいは助言を得て、効率面だけではなく、処理方法を考慮した上で、回収方法を決定する。

なお、漂着油等が付着した砂の重機による回収方法は、効率的ではあるが回収後の処分が困難となることに留意する必要がある。

#### エ 回収油等の保管方法

ドラム缶等の集積保管場所については、回収後の運搬方法及び産業廃棄物処理施設への搬出方法（車両輸送、鉄道輸送又は船舶輸送）並びに近隣地域住民の生活環境保全上の観点から選定すること。

また、ドラム缶によって保管する場合には、回収油等の飛散流出、地下浸透及び揮発の防止並びに運搬中における流出防止のために、ふたを閉める等により密閉すること。

なお、季節によっては気象条件等により集積保管場所から処分先への搬出が計画どおりに進まず時間を要する場合も考えられるため、十分な保管場所を確保する必要がある。

#### オ 再生利用の検討

回収された廃油、油混じりの砂等で、再生利用が可能なものについては再生利用に努める。

### (4) 環境対策

◆実施機関 県（各部局）、市町村、山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油等防除協議会

#### ア 環境対策の実施

初期評価の段階から水質・底質、水産資源、水鳥、植生等に関する総合的な環境対策検討委員会を設置し、事故の影響の実態把握、環境復旧対策、野生生物救護対策、史跡名勝天然記念物対策等の方針を決定し、この対応方針に基づき防災関係機関が連携して環境対策を実施する。

なお、環境対策の実施に当たっては、各専門家による指導・助言等の活用を図る。



イ 健康調査の実施

油等の漂着直後は、油等の揮発性成分の異臭による健康への影響が考えられるため、住民、ボランティア等の防除活動従事者に対する健康調査を実施するとともに、大気調査を実施する。

ウ 国との連携

環境調査に当たっては、国（環境省、水産庁等）が実施する調査との連携を密に図る。

(5) 風評対策

◆実施機関 県（各部局）、市町村、山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油等防除協議会

ア 連絡会議の設置

県は、風評による観光客離れ、水産物の消費者離れ等を防止するため、流出油等事故発生直後から漁業関係者、商工観光業関係者、報道機関等の協力を得て風評対策連絡会議を設置し、対策の方針を決定する。

イ 風評対策の実施

流出油等風評対策連絡会議において決定された対策方針に基づき、関係機関が協力して迅速かつ的確に次に掲げるような風評対策活動を実施する。

- a 風評の発生予測（初期段階）
- b 風評の実態把握
- c 風評による観光、消費への影響調査
- d 風評に対応するための客観資料の収集
- e 風評による被害を被った中小企業に対する緊急融資
- f 各種メディアを通じたキャンペーン活動等

(6) 補償対策

◆実施機関 県（各部局）、市町村、山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油等防除協議会

ア 県における対応

(ア) 補償対策部門の設置

補償対策を円滑に進めるため、関係各課で構成する補償対策部門を設置し、当該事故に適用される補償制度及び請求先の把握、油等の防除措置に係る経費の把握、予算措置・支払方法等の検討、補償請求方針の検討等を行う。

(イ) 弁護士への委任の検討

国際油濁補償基金等の相手方との間で請求内容に争いがある場合など必要と認められる場合には、補償事務の一部について弁護士（海事専門）への委任の検討を行う。

(ウ) 補償請求

できるだけ早い時期に海事鑑定人、保険会社、国際油濁補償基金等補償関係者との打ち合わせあるいは説明会を開催し、基本的事項等の確認と具体的な請求方法について協議する。これを受けて、順次補償請求を実施していく。

イ 関係機関における対応

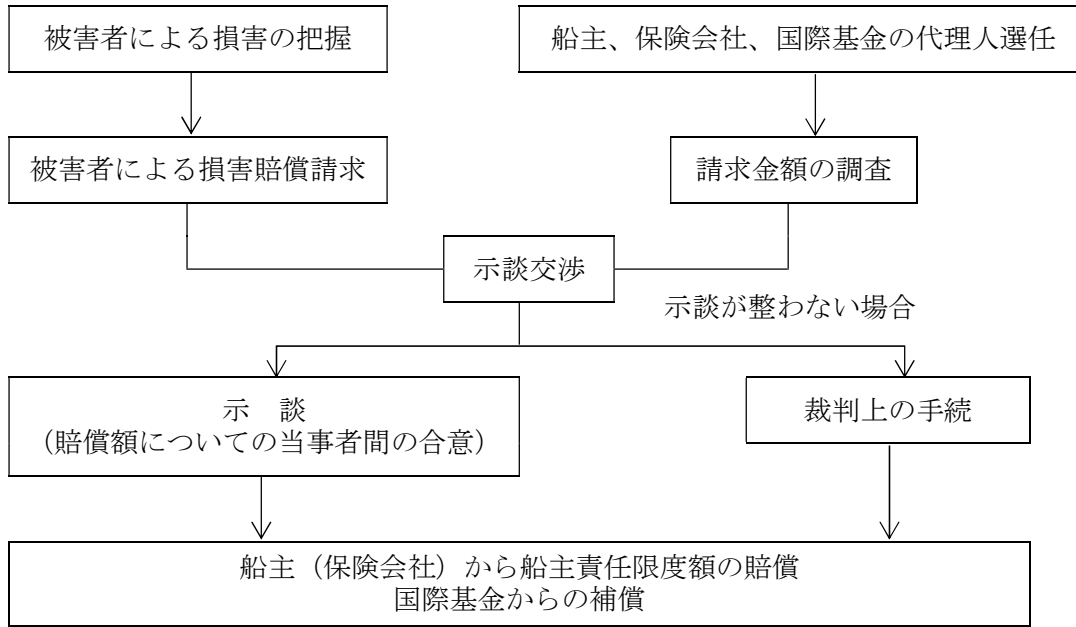
市町村、漁業関係者、商工観光業関係者等の関係機関は、県、海事鑑定人、保険会社、国際油濁補償基金等補償関係者からの情報収集に努めるとともに、作業内容及び経費の把握、写真等の証拠書類を整備し、補償請求を行う。必要な場合には、県、海事鑑定人等に対し説明会の開催を求める。

また、補償の早期実現を図るため、できる限り早期に請求を行うよう努める。

ウ 関係機関の連携

県、市町村、漁業関係者、商工観光業関係者等の関係機関は、補償請求について相互の連携を図るため、会議の開催等を行うことにより補償対策について情報の交換、補償請求の請求方針等の確認を行う。この場合において、必要と認めるときは、海事鑑定人、国際油濁補償基金代理人又は委任弁護士の出席を求める。

○賠償等の手続の流れ



(「油濁損害賠償Q&A」(国土交通省海事局)より作成)

(7) 災害広報の実施

◆実施機関 県、市町村、消防本部、報道機関

ア 情報発信活動

(ア) 各種情報の収集・整理

県は、防災関係機関との情報交換を密にし、流出油等事故対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達される可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

(イ) 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、県及び市町村、指定行政機関、公共機関、関係事業者等は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

イ 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

### 3 河川、湖沼における流出油等事故の場合

#### (1) 初期評価

◆実施機関 県（警察本部、各部局）、中国地方整備局、海上保安部、斐伊川水系水質汚濁防止連絡協議会、江の川水系（下流）水質汚濁防止連絡協議会、高津川水系水質保全連絡協議会、島根県水質汚濁防止連絡協議会

#### ア 流出油等の現状把握

県又は中国地方整備局は、ヘリコプター、船艇等を用いて監視及びサンプルの採取を行い、流出した油等の種類と性状、積載量と流出した油等の量、流出油等の状況（瞬間流出、一定時間の流出又は流出が止まっているのか。）及び油等の風化の程度を把握するとともに、周辺の地勢、気象海象状況についても把握する。

#### イ 防除方針の決定及び伝達

現状把握を踏まえ、中国地方整備局は関係機関との間で水質汚濁防止連絡会議<sup>\*1</sup>を、また県は水質汚濁事故関係各課長会議<sup>\*2</sup>を開催し、流出油等の防除方針（防除方法、防除資機材の調達方法、作業の安全確保方法等）を定める。

決定された防除方針は、流出油等の現状及び防除方針伝達様式により、記録が残るように原則として県防災行政無線ファクシミリで（防災無線端末未設置機関は、NTTファクシミリで）防災関係機関等へ伝達する。

なお、防除方針は、流出油等の状況、回収の状況等を踏まえて随時更新していく。

会 議 種 類	構 成 員
水質汚濁防止連絡会議 <sup>*1</sup>	<input type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> 中国地方整備局（主管機関） <input type="checkbox"/> 海上保安部 <input type="checkbox"/> 流域市町村 <input type="checkbox"/> 警察署 <input type="checkbox"/> 消防署 <input type="checkbox"/> 斐伊川水系水質汚濁防止連絡協議会等 （注）上記の参加機関は、現状把握の結果等を踏まえてその都度決定する。
水質汚濁事故関係各課長会議 <sup>*2</sup>	<input type="checkbox"/> 河川課長（議長） <input type="checkbox"/> 防災危機管理課長（副議長） <input type="checkbox"/> 環境政策課長 <input type="checkbox"/> 廃棄物対策課長 <input type="checkbox"/> 薬事衛生課長 <input type="checkbox"/> 農産園芸課長 <input type="checkbox"/> 農村整備課長 <input type="checkbox"/> 森林整備課長 <input type="checkbox"/> 水産課長 <input type="checkbox"/> 漁港漁場整備課長 <input type="checkbox"/> 道路維持課長 <input type="checkbox"/> 港湾空港課長 <input type="checkbox"/> 下水道推進課長 <input type="checkbox"/> 企業局施設課長 <input type="checkbox"/> 警察本部生活環境課長

## (2) 流出油等の防除

- ◆実施機関 県（警察本部、各部局）、市町村、消防本部、中国地方整備局、海上保安部、斐伊川水系水質汚濁防止連絡協議会、江の川水系（下流）水質汚濁防止連絡協議会、高津川水系水質保全連絡協議会、島根県水質汚濁防止連絡協議会

### ア 流出油等の回収活動等

#### (ア) 回収方法

流出油等の防除作業に当たっては、第2で決定された防除方針を踏まえ、流出油等の種類、性状、経時変化の状況及び気象水象の状況に応じて、次に掲げる回収方法のうち最も効果的な方法により実施する。

##### a 機械的回収

油回収船、油回収装置、バキューム車等を使用して回収する。

##### b 物理的回収

油吸着材、油ゲル化剤、顆粒状処理剤、高粘度油回収ネット等を使用して回収する。

##### c 応急的、補助的回収

ひしゃく、バケツ、ガット船、バキューム車等を使用して回収する。

#### (イ) 回収船及び防除資機材の確保

県は、県現地事務所（県土整備事務所等）、市町村等において必要な回収船、防除資機材に関する情報を把握し、第八管区海上保安本部等と緊密な連携をとりながら、その他取扱業者からの調達、広域応援協定の活用等により迅速かつ的確に確保する。

なお、調達に当たっては、防除資機材の集積地を定め、運送関係団体の協力を得て必要な地点に輸送する。

また、県で調達可能な回収船、防除資機材に関する情報は、逐次県現地事務所（県土整備事務所等）、市町村等へ提供する。

#### (ウ) 管轄（管理）区域を持つ機関での活動

県、中国地方整備局等管轄（管理）区域を持つ機関は、連絡会議等で決定された除去方針を踏まえ、おおむね次に掲げる活動を展開する。

##### a 河川区域の監視、状況把握

##### b 河川区域での除去活動の実施

##### c 回収油等の一時集積場所への貯留

##### d 活動情報の収集と各関係機関への伝達

#### (エ) 県の現地での活動

県は、現地連絡会議等で決定された除去方針を踏まえ、おおむね次に掲げる活動を行う。

##### a 県本庁と市町村間の連絡調整

##### b 市町村で行う除去活動の支援

##### c 管轄区域（漁港、港湾、河川等）での除去活動

##### d ボランティア活動の支援調整

#### (オ) 市町村の活動

市町村は、各連絡会議で決定された除去方針を踏まえ、管内の消防本部、警察署、漁業協同組合、地元住民、ボランティア、自衛隊の災害派遣部隊等と共同で、おおむね次に掲げる活動を展開する。

なお、防除資機材については、手袋、作業着、ひしゃく等の消耗品は市町村の備蓄品又は市町村内での調達で対応するが、不足するものについては県へ要請する。

##### a 河川区域の監視、状況把握

##### b 河川区域での除去活動の実施

##### c 回収油等の一時集積場所への貯留

##### d 除去活動情報の収集及び県への伝達

e 取水停止、給水車による給水等水道対策の実施

イ 医療救護活動

県は、市町村及び県医師会、県看護協会、日本赤十字社島根県支部と連携を図りながら、傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、除去作業者の安全・健康の保持を図るため、漁港、港湾等の防除活動の拠点において医師、看護師等の派遣による救護所の設置、健康相談の実施等の措置をとる。

ウ ボランティア活動の支援

県は、流出油等事故発生直後から、ボランティア関係団体と連絡を密にし、ボランティア活動のニーズ、活動状況、留意事項等のボランティアに関する情報収集に努めるとともに、その活動を支援するため、必要な対策を実施する。

エ 義援物資の募集、配分等

義援物資については、県が市町村から報告される活動情報等により被災地のニーズを集約し、必要があると認められるときは、一般に募集する。

その際は、県は集積地を定め、運送関係団体の協力を得て必要な地点に輸送し、配分する。

オ 活動状況等の情報の共有化

中国地方整備局は、関係機関等との間で水質汚濁防止連絡会議等を適宜開催し、事故情報、流出油等の漂流状況・回収状況、防除方針、それぞれの機関の活動状況等について情報交換を行い、これらの情報について共有化を図る。

また、県は、県現地事務所（県土整備事務所等）を通じて関係市町村及び管轄（管理）区域を持つ防災関係機関から活動情報を集約し、防災関係機関等へ迅速かつ的確に伝達する。伝達は、定期的に（伝達間隔についてはその都度定める。）、原則としてファックスで行う。

(3) 回収油等の運搬・処理

◆実施機関 県（各部局）、市町村、中国地方整備局、海上保安部、斐伊川水系水質汚濁防止連絡協議会、江の川水系（下流）水質汚濁防止連絡協議会、高津川水系水質保全連絡協議会、島根県水質汚濁防止連絡協議会

ア 回収油等の位置付け

河川敷又は湖岸に漂着した油等を回収し、一時保管場所等に集積された廃油等については、船舶所有者又は車両所有者等の事故原因者が運送活動に伴い排出した産業廃棄物として取り扱われる。

したがって、廃油等の収集運搬及び処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理基準に従い、適正に処理する。

イ 油処理等に関する情報の収集提供

県は、回収された油等の量、処理作業の状況等を把握するとともに、他県、関係業界団体等の協力を得て、回収した油等の貯留・搬送に従事可能な事業者及び回収した油等の処理施設、当該受入れ可能量等の情報を収集・整理し、船舶所有者等の関係者に対し提供等を行うなど必要な支援を実施する。

ウ 漂着油等の回収方法及び処理方法

河川敷又は湖岸に漂着した油等の回収方法については、回収油等の性状によって処理の方法（焼却処理、管理型最終処分場における埋め立て処理等）が異なるため、専門家による指導あるいは助言を得て、効率面だけではなく、処理方法を考慮した上で、回収方法を決定する。

なお、漂着油等が付着した砂の重機による回収方法は、効率的ではあるが回収後の処分が困難となることに留意する必要がある。

エ 回収油等の保管方法

ドラム缶等の集積保管場所については、回収後の運搬方法及び産業廃棄物処理施設への搬出方法（車両輸送、鉄道輸送又は船舶輸送）並びに近隣地域住民の生活環境保全上の観点から選

定すること。

また、ドラム缶によって保管する場合には、回収油等の飛散流出、地下浸透及び揮発の防止並びに運搬中における流出防止のために、ふたを閉める等により密閉すること。

なお、季節によっては気象条件等により集積保管場所から処分先への搬出が計画どおりに進まず時間を要する場合も考えられるため、十分な保管場所を確保する必要がある。

#### オ 再生利用の検討

回収された廃油、油混じりの砂等で、再生利用が可能なものは再生利用に努める。

### (4) 環境対策

◆実施機関 県（各部局）、市町村、中国地方整備局、海上保安部、斐伊川水質汚濁防止連絡協議会、江の川水系（下流）水質汚濁防止連絡協議会、高津川水系水質保全連絡協議会、島根県水質汚濁防止連絡協議会

#### ア 環境対策の実施

初期評価の段階から水質・底質、水産資源、水鳥、植生等に関する総合的な環境対策検討委員会を設置し、事故の影響の実態把握、環境復旧対策、野生生物救護対策、史跡名勝天然記念物対策等の方針を決定し、この対応方針に基づき防災関係機関が連携して環境対策を実施する。

なお、環境対策の実施に当たっては、各専門家による指導・助言等の活用を図る。

#### イ 健康調査の実施

油等の漂着直後は、油等の揮発性成分の異臭による健康への影響が考えられるため、住民、ボランティア等の防除活動従事者に対する健康調査を実施するとともに、大気調査を実施する。

#### ウ 国との連携

環境調査に当たっては、国（環境省、水産庁等）が実施する調査との連携を密に図る。

### (5) 風評対策

◆実施機関 県（各部局）、市町村、中国地方整備局、海上保安部、斐伊川水質汚濁防止連絡協議会、江の川水系（下流）水質汚濁防止連絡協議会、高津川水系水質保全連絡協議会、島根県水質汚濁防止連絡協議会

#### ア 連絡会議の設置

県は、風評による観光客離れ、水産物の消費者離れ等を防止するため、流出油等事故発生直後から漁業関係者、商工観光業関係者、報道機関等の協力を得て風評対策連絡会議を設置し、対策の方針を決定する。

#### イ 風評対策の実施

流出油等風評対策連絡会議において決定された対策方針に基づき、関係機関が協力して迅速かつ的確に次に掲げるような風評対策活動を実施する。

- a 風評の発生予測（初期段階）
- b 風評の実態把握
- c 風評による観光、消費への影響調査
- d 風評に対応するための客観資料の収集
- e 風評による被害を被った中小企業に対する緊急融資
- f 各種メディアを通じたキャンペーン活動等

### (6) 補償対策

◆実施機関 県（各部局）、市町村、中国地方整備局、海上保安部、斐伊川水系水質汚濁防止連絡協議会、江の川水系（下流）水質汚濁防止連絡協議会、高津川水系水質保全連絡協議会、島根県水質汚濁防止連絡協議会

ア 県における対応

(ア) 補償対策部門の設置

補償対策を円滑に進めるため、関係各課で構成する補償対策部門を設置し、当該事故に適用される補償制度及び請求先の把握、油等の防除措置に係る経費の把握、予算措置・支払方法等の検討、補償請求方針の検討等を行う。

(イ) 弁護士への委任の検討

相手方との間で請求内容に争いがある場合など必要と認められる場合には、補償事務の一部について弁護士への委任の検討を行う。

(ウ) 補償請求

できるだけ早い時期に保険会社等補償関係者との打ち合わせあるいは説明会を開催し、基本的事項等の確認と具体的な請求方法について協議する。これを受けて、順次補償請求を実施していく。

イ 関係機関における対応

中国地方整備局、市町村、漁業関係者、商工観光業関係者等の関係機関は、保険会社等補償関係者からの情報収集に努めるとともに、作業内容及び経費の把握、写真等の証拠書類を整備し、補償請求を行う。

また、補償の早期実現を図るため、できる限り早期に請求を行うよう努める。

ウ 関係機関の連携

中国地方整備局、県、市町村、漁業関係者、商工観光業関係者等の関係機関は、補償請求について相互の連携を図るため、会議の開催等を行うことにより補償対策について情報の交換、補償請求の請求方針等の確認を行う。

(7) 情報の発信、問い合わせ処理

- ◆実施機関 県（各部局）、市町村、中国地方整備局、海上保安部、斐伊川水系水質汚濁防止連絡協議会、江の川水系（下流）水質汚濁防止連絡協議会、高津川水系水質保全連絡協議会、島根県水質汚濁防止連絡協議会

ア 情報発信活動

(ア) 各種情報の収集・整理

県は、防災関係機関との情報交換を密にし、流出油等事故対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達される可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

(イ) 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、県及び市町村、指定行政機関、公共機関、関係事業者等は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

イ 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるように努める。

## 第3節 災害復旧

### 第1 基本的な考え方

被災地の復旧は、被災者、住民等の生活支障の解消を支援し、環境に配慮した施設の復旧を図るとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。

### 第2 災害復旧対策

◆実施機関 県（各部局）、市町村、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油等防除協議会、斐伊川水系水質汚濁防止連絡協議会等、漁業協同組合JFしまね

#### 1 被害回復活動の推進体制の確立

県及び市町村は、油流出等による各種被害からの回復を総合的に推進する必要があると認められるときは、関係部課で構成する被害回復推進会議を設置し、災害復旧対策の基本方針等を検討する。

#### 2 被災事業者、住民等の復旧支援

県及び市町村は、流出油等により被害を受けた漁業関係者、商工観光業関係者、住民等の回復を支援するため、総合的な相談窓口の設置、各種資金の貸付等の実施、必要に応じた租税の徴収猶予又は減免措置を実施する。

#### 3 被災公共施設等の復旧

国、県及び市町村は、迅速かつ円滑に被災した漁港施設、港湾施設、海岸施設、河川管理施設等の公共施設の復旧事業を行う。

なお、復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示するとともに、環境に配慮しつつ、必要な措置を講ずる。

#### 4 原因船舶等の除去等

第八管区海上保安本部、中国地方整備局又は県は、原因船舶、車両等の所有者等に対し、原因船舶、車両等の除去その他危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

#### 5 事後の監視等の実施

県及び市町村は、流出油等の防除措置終了後も必要に応じて、防災関係機関と連携の上、パトロール、環境影響調査、財産の被害の調査等を実施する。

特に、流出油等事故による生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することから、水質、底質、野生生物等への影響の調査を段階的・継続的に実施し、必要に応じて適切な措置を講じる。